

補本公示第2 - 5号
令和3年5月10日

契約希望業者募集要項の変更

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

鹿屋、八戸経理隊長

補本公示第2号(31.1.11)で公示した、平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等の契約希望業者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

調達品目等

別表第2の募集地区に十条を追加する。

変更する品目については別紙のとおり。

添付書類：別紙

機雷整備用器材（7 / 7）

番号	品名	募集区分				保全特約	募集地区							
		定期 検査	修理	改造 改修	管理 (注1)		十 条	横 須 賀	呉	佐 世 保	舞 鶴	大 湊	鹿 屋	八 戸
35	機雷用記録装置 5 型													
36	溶解片試験器													
37	試験器水压分離器用													
38	訓練機雷用記録装置 3 型													
(1)	再生器本体													
(2)	記録装置本体													
39	訓練機雷用記録装置 3 型 改 1													
(1)	再生器本体													
(2)	記録装置本体													
40	自走式機雷処分用弾薬試験器													
41	溶解片投入要具													
42	K - 2 5 Y 機雷 艦上装置													
43	機雷用加圧装置													

注 1 : 技術支援等

補本公示第2 - 4号
令和3年2月25日

契約希望業者募集要項の変更

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

鹿屋、八戸経理隊長

補本公示第2(31.1.11)で公示した、平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等の契約希望業者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

調達品目等

別表第1の募集区分に補給業務を追加する。

変更する品目については別紙のとおり。

添付書類：別紙

機雷等 (3 / 4)

番号	品名	募集区分							必要な許可等		保全特約	募集地区								
		整備			調査 (注1)	O/H	修理 (注2)	管理 (注7)	補給業務 (注8)	火取法 (注4)		武等法 (注5)	十条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
		定期検査	敷設前/後整備	データ解析																
20	処分用爆雷7形										(注9)									
21	機雷用アーミング装置 (株)石川製作所製)																			
22	機雷用アーミング装置 (JMUディフェンスシステムズ製)										(注9)									
23	爆雷用アーミング装置 (JMUディフェンスシステムズ製)										(注9)									
24	水中処分用訓練機雷2形																			
25	処分具用係維索切断器3形										(注9)									
26	処分具用係維索切断器4形										(注9)									
27	自走式機雷処分用弾薬(本体)	(注6)			(注6)		(注6)													
28	自走式機雷処分用弾薬(弾頭部)																			
29	爆雷用発火装置6形										(注9)									

機雷等 (4 / 4)

番号	品名	募集区分						必要な許可等		保全特約	募集地区								
		整備		調査 (注1)	O/H	修理 (注2)	管理 (注7)	補給業務 (注8)	火取法 (注4)		武等法 (注5)	十条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
		定期検査	敷設前/後整備																
30	爆雷用制御装置									(注9)									
31	処分具用切断器アーミング装置 (JMUディフェンスシステムズ製)									(注9)									
32	処分具用係維索切断器用制御装置									(注9)									

注1：機雷用部品の使用期限延伸調査及び機雷火工品、雷管の劣化調査

注2：構成品の修理を含む。

注3：敷設前/後整備に適用する。

注4：火取法：火薬類取締法（昭和25年法律第149号）をいう。

注5：武等法：武器等製造法（昭和28年法律第145号）をいう。

注6：「火薬類取締法」に関わる弾頭部（安全発火装置を含む）を除く事項について適用する。

注7：技術支援等

注8：海自造修補給システム（クローズ系）の操作を含む。

注9：補給業務に適用する。

補本公示第2 - 3号
令和2年10月14日

契約希望業者募集要項の変更

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

鹿屋、八戸経理隊長

補本公示第2 - 1 (3 1 . 2 . 1 3) で公示した、平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等の契約希望業者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

調達品目等

調達品目等について、別表第2の番号31、番号32に別紙に示す品目を追加する。

添付書類：別紙

別 紙
別表第 2

番 号	品 名	募集区分				保 全 特 約	募集地区						
		定期 検査	修理	改造 改修	管理 (注1)		横 須 賀	呉	佐 世 保	舞 鶴	大 湊	鹿 屋	八 戸
3 1													
(12)	8 0 式機雷用調整要具												
3 2													
(5)	機雷用試験機 4 3 - 3 - 1 形												
(6)	8 3 式機雷用調整要具												

注 1 : 技術支援等

補本公示第2 - 2号
令和元年10月29日

契約希望業者募集要項の変更

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

鹿屋、八戸経理隊長

補本公示第2 - 1 (3 1 . 2 . 1 3) で公示した、平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等の契約希望業者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

調達品目等

調達品目等について、別表第2の番号33(40)以下に別紙に示す品目を追加する。

添付書類：別紙

番号	品名	募集区分				保全特約	募集地区						
		定期 検査	修理	改造 改修	管理 (注1)		横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
(41)	9 1 式機雷総合作動試験器 改2 (1 5 対応)												
(42)	作動確認試験器 (1 5 対応)												
(43)	調定器 (1 5 対応)												
(44)	機雷用気密試験器 (1 5 対応)												

注 1 : 技術支援等

契約希望業者募集要項の変更

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

鹿屋、八戸経理隊長

補本公示第2号(3 1 . 1 . 1 1) で公示した、平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等の契約希望業者募集要項について、下記のとおり変更します。

記

調達品目等

調達品目等について、別表第1を別表第1に、別表第2を別表第2のとおり改める。

添付書類：別表第1

別表第2

機雷用 (4 / 4)

番号	品名	募集区分						必要な許可等		保全特約	募集地区								
		整備			調査 (注1)	O/H	修理 (注2)	管理 (注7)	火取法 (注4)		武等法 (注5)	十条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
		定期検査	敷設前/後整備	データ解析															
31	処分具用切断器アーミング装置 (JMUディフェンスシステムズ㈱製)																		
32	処分具用係維索切断器用制御装置																		

注1：機雷用部品の使用期限延伸調査及び機雷火工品、雷管の劣化調査

注2：構成品の修理を含む。

注3：敷設前/後整備のみ適用する。

注4：火取法：火薬類取締法

注5：武等法：武器等製造法

注6：「火薬類取締法」に関わる弾頭部（安全発火装置を含む）を除く事項について適用する。

注7：技術支援等

機雷整備用器材（ 7 / 7 ）

番号	品名	募集区分				保全特約	募集地区						
		定期 検査	修理	改造 改修	管理 (注1)		横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
(1)	再生器本体												
(2)	記録装置本体												
40	自走式機雷処分用弾薬試験器												
41	溶解片投入要具												
42	K - 25 Y機雷 艦上装置												
43	機雷用加圧装置												

注 1 : 技術支援等

平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等の
契約希望業者募集要項

(公募実施権者)

分任支出負担行為担当官

海上自衛隊補給本部管理部長

(連名公募実施権者)

横須賀、呉、佐世保、舞鶴、大湊地方総監部経理部長

鹿屋、八戸経理隊長

平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

1 調達品目等

平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等
細部については別表第1及び別表第2のとおり。

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官(以下「省指名停止権者」という。)又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。

ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
- (7) 平成28年度、29年度、30年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格又は平成31年度、32年度、33年度競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに提出すること。
- (8) 対象機雷等又は機雷整備用器材の定期検査等に必要な次の設備、体制等を有するか、契約締結時までには有することができる者
 - ア 計測器、試験装置及び治工具類
 - イ 貸付品、寄託品及び官給品の保管倉庫
 - ウ 当該機器等の製造会社であるか又はライセンス契約、技術援助協定等により製造会社との技術的な連携が取れること。
 - エ 定期検査等に対応した能力を有する所要の技術者の確保
 - オ 対象機雷等又は機雷整備用器材に対応した防衛省規格、ISO等の品質管理能力
 - カ 関連法令等に適合した安全管理体制
 - キ 別表第1及び別表第2中、「保全特約」の欄に指定がなされている場合、次の条件を満たすこと。
 - (ア) 秘密保全に関する海上自衛隊の規則類に準じた、保全に関する規定の有ること。
 - (イ) 特別防衛秘密又は特定秘密若しくは秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有していること。
 - ク 別表第1に示す機雷等の定期検査等については、火薬類取締法及び武器等製造法に係る許可を受けていること。
- (9) 定期検査等の一部を下請業者に委託する場合は、委託させる業務に応じて前号の項目を満たすこと。

3 参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第1号又は第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書 (写し)
- (2) 第 2 項第 7 号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類 (直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要)

4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度以降に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第 1 号から第 2 号に示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 過去 5 年間に於ける最新の同種契約実績 (実績がない場合は省略可)
- (2) 第 2 項第 8 号に規定する設備、能力、体制等を証明できる資料
- (3) 下請業者に業務を一部委託する場合は、下請 (予定) 企業一覧表 (委託する業務によっては、第 2 号に規定する資料を添付すること。)

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒 1 1 4 - 8 5 6 5

東京都北区十条台一丁目 5 - 7 0

0 3 - 3 9 0 8 - 5 1 2 1 (内線 5 6 6 5、5 6 6 6)

(2) 提出期間

平成 3 1 年 1 月 1 1 日 (金) ~ 平成 3 1 年 2 月 1 8 日 (月)

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。ただし、正午から午後 1 時までの時間を除く。

(4) 提出部数

参加表明書、技術資料共各 2 部 (第 3 項に定める会社の財政状況・経営成績

を証する書類は1部)

6 技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

7 審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

8 疑義の申立

(1) 審査結果に疑義のある者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓 口

第5項第1号に同じ。

イ 時 間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して5日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

(3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から3日(土、日及び祝日を除く。)以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

(1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費

用は、応募者の負担とする。

オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ 提出書類は、他の目的に使用しない。

キ 提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

(2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

(3) 調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類： 1 別紙様式「参加表明書（記入例）」

2 別表第1

3 別表第2

(記入例)

海上自衛隊補給本部管理部長 殿

(株)
代表取締役社長

参加表明書

平成31年度～平成33年度機雷等及び機雷整備用器材の定期検査等（補本公示第2号（31.1.11））について、下記のとおり応募します。

記

機雷等

番号	品名	募集区分	保全特約	募集地区
別表のとおり				

機雷整備用器材

番号	品名	募集区分	保全特約	募集地区
別表のとおり				

- 添付書類：1 資格審査結果通知書
2 技術資料一式

機雷用 (4 / 4)

番号	品名	募集区分					必要な許可等		保全特約	募集地区							
		整備		調査 (注1)	O/H	修理 (注2)	火取法 (注4)	武等法 (注5)		十条	横須賀	呉	佐世保	舞鶴	大湊	鹿屋	八戸
		定期検査	敷設前/後整備														
31	処分具用切断器アーミング装置 (JMUディフェンスシステムズ㈱製)																
32	処分具用係維索切断器用制御装置																

注1：機雷用部品の使用期限延伸調査及び機雷火工品、雷管の劣化調査

注2：構成品の修理を含む。

注3：敷設前/後整備のみ適用する。

注4：火取法：火薬類取締法

注5：武等法：武器等製造法

注6：「火薬類取締法」に関わる弾頭部（安全発火装置を含む）を除く事項について適用する。

